

令和元年由仁町議会第3回定例会 第2号

令和元年9月13日（金）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 3 議案第14号 教育委員会教育長の任命について
- 4 議案第15号 教育委員会委員の任命について
- 5 議案第16号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例を廃止する条例について
- 6 決算審査特別委員会報告第1号（認定第1号）平成30年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について
- 7 決算審査特別委員会報告第2号（認定第2号）平成30年度由仁町水道事業会計収入支出決算の認定について
- 8 議員報酬及び定数に関する調査検討特別委員会報告第1号 議員報酬及び定数に関する調査検討特別委員会報告書（中間）について
- 9 会議案第1号 議員報酬の見直し（特例）に関する審査特別委員会の設置について
- 10 会議案第2号 水道料金の改定に関する審査特別委員会の設置について
- 11 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 12 意見書案第2号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出について
- 13 意見書案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について
- 14 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長10番 熊林和男君 副議長9番 後藤篤人君

1番 大 嶋 敏 弘 君
3番 早 坂 寿 博 君
5番 浮 田 孝 雄 君
7番 大 竹 登 君

2番 加 藤 重 夫 君
4番 羽 賀 直 文 君
6番 平 中 利 昌 君
8番 佐 藤 英 司 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
総	務	課	野	島		健
地	域	活	菊	地	和	夫
住	民	課	中	島		哲
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	安	達		智
町	立	診	今	澤	輝	隆
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	川	原	田	直
員	会	事				人
長		務				君
局		長				君

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	山	口	明	久	君
主		事	清	水	香	葉	子

◎開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

- 議長（熊林和男君） 由仁町議会第3回定例会2日目、ただいまの出席議員は全員です。定足に達しておりますので、会議を始めます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 加藤君、3番 早坂君を指名いたします。

◎日程第2 議案第13号

- 議長（熊林和男君） 日程第2、議案第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 議案第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、現在固定資産評価審査委員会の委員であります龍方利忠氏が本人の意向により本年9月30日をもって退任されることとなりました。その後任として由仁町三川錦町に在住の清水俊雄氏を選任しようとするものであります。

清水氏は、固定資産の評価に対する識見と公平性を有しており、委員として適任であると考えておりますので、新たに選任したくご提案した次第であります。

なお、清水氏の任期につきましては前任者の残任期間となることから、令和2年1月13日までとなります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第13号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（熊林和男君） 起立全員であります。
よって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

◎日程第3 議案第14号

- 議長（熊林和男君） 日程第3、議案第14号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

- 町長（松村 諭君） 議案第14号 教育委員会教育長の任命について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、現在教育長であります田中宣行氏の任期が本年9月30日をもって満了となります。田中氏は、人格が高潔で、教育行政に関しすぐれた識見と熱意を有しており、教育長として適任であると考えておりますので、引き続き任命したくご提案した次第であります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第14号 教育委員会教育長の任命については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（熊林和男君） 起立全員であります。
よって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時37分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

ただいま選任されました田中教育長からご挨拶をいただきます。

田中教育長

○教育長（田中宣行君） ただいま議長からご許可をいただきましたので、ご挨拶させていただきます。

改めまして田中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。私自身由仁町で生まれ、由仁町で育てていただいた。また、父も母も先般亡くなりましたけれども、この由仁町で非常にお世話になっているということもありまして、恩返しという意味も含めまして、またこの3年間由仁町で培った教育行政と、その前段の約40年間でありますが、道教委、道庁での経験を生かして教育行政を進めてまいりたいというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、由仁町教育行政大綱及び総合教育会議を通じまして町長の意向を十分に反映した中で町民の意向を酌み取った教育行政を進めていく所存であります。近年少子化が進んでおります。そんな中であって子供たちが自分たちの未来を切り開くことができるよう小さい町で育ってもきらりと光る人材の育成に努めてまいりたいと考えております。また、高齢化も進んでおります。これから生涯学習はますます重要なものとなっておりますので、地域に根差した文化、スポーツの振興にも努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

◎日程第4 議案第15号

○議長（熊林和男君） 日程第4、議案第15号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第15号 教育委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、現在教育委員として教育行政の振興、充実のため活躍をいただいております高橋宗瑛氏が任期満了により本年10月6日をもって退任されることとなりました。その後任として、由仁町本町に在住の窪田裕司氏を任命しようとするものであります。

窪田氏は、人格が高潔で、教育に関し豊かな識見と熱意を有しており、教育委員として適任であると考えておりますので、新たに任命したくご提案した次第であります。

なお、窪田氏の任期につきましては本年10月7日から令和5年10月6日までの4年間です。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第15号 教育委員会委員の任命については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員であります。

よって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

◎日程第5 議案第16号

○議長（熊林和男君） 日程第5、議案第16号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第16号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例を廃止する条例について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、今定例会におきまして配食サービスの利用者負担額を消費税率の改正に合わせるため、議案第6号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例を提案し、議決をいただいたところであります。しかしながら、議決後に配食サービス事業者であります由仁町配食サービス協会から利用者負担額については消費税の軽減税率制度の対象になるとの申し出があったことから、改正前の利用者負担額に戻すため条例を廃止しようとするものであります。

ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例を廃止する条例については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ちょっと暑くなっておりますので、上着を脱いで会議に臨んでも結構です。

◎日程第6 決算審査特別委員会報告第1号及び日程第7 決算審査特別委員会報告第2号

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

日程第6、決算審査特別委員会報告第1号及び日程第7、決算審査特別委員会報告第2号までの平成30年度由仁町各会計の決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、一括議題とすることに決定をいたしました。

日程第6、決算審査特別委員会報告第1号 認定第1号 平成30年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、決算審査特別委員会報告第2号 認定第2号 平成30年度由仁町水道事業会計収入支出決算の認定についてを一括議題といたします。

本認定につきましては、決算審査特別委員会の審査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

羽賀委員長

○4番（羽賀直文君） 決算審査特別委員会報告について。

本特別委員会は、令和元年9月9日開会の第3回定例会において審査を付託されました次の議案について、その審査の全てを終了しましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号 平成30年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について。

認定第2号 平成30年度由仁町水道事業会計収入支出決算の認定について。

上記につきまして認定するものであります。

内容について報告いたします。

本定例会に上程された認定第1号及び認定第2号については、会期中の審査として付託されたことから、決算審査特別委員会を開会し、9月10日、11日の2日間で審査を行

いました。

審査につきましては、1、歳入の確保とその成果について。2、予算議決の趣旨に沿い、執行に当たっては議決どおり忠実、公平、適法に、しかも効率的に行われたか。

2点に重点を置き、各担当職員から決算書及び実績報告書の内容説明を求め、審査を実施したところであります。

これから申し上げます各会計の審査状況につきましては概要説明とさせていただきます、詳細については配付しています報告書によりご確認願います。まず、認定第1号、由仁町一般会計についてであります。平成30年度の歳入合計は、前年度から15.5%減の54億8,304万円となりました。歳出では、台風第21号及び北海道胆振東部地震に伴う災害復旧事業の実施により災害復旧事業費が増加した一方で公債費や普通建設事業費の減少により、歳出合計では前年度比15.3%減の53億9,297万円となりました。水道事業会計を初めとした特別会計の繰出金などが前年に引き続き高く、歳出総額の20.1%を占めている状況を確認しました。また、経常収支比率や実質公債費比率などの財政指標については厳しい財政運営をあらわしており、財政の硬直化が見受けられます。現在の状況から当面は数値の大幅な改善は期待できない状況であると考えられますが、再び財政健全化団体となることのないよう財源確保、経費節減を強く望むものであります。

次に、由仁町国民健康保険事業特別会計についてであります。歳入では、保険税収入は被保険者数は減少しているものの農業所得の上昇により前年度から1.8%増の2億7,707万円となりました。歳出では、高額療養費の申請勧奨などにより保険給付費が6億538万円の増加、都道府県化に伴い北海道に納付する事業費納付金が新設されていることを確認しました。保健事業においては、特定健診の受診率は前年度に引き続き高い水準を維持しており、町民の健康増進と医療費の抑制を期待するものであります。

次に、由仁町農業集落排水事業特別会計についてであります。使用料の徴収については、徴収強化に努められており、現年分の収納率は99.7%と非常に高い収納率となっており、徴収体制など職員の努力の跡がうかがえます。歳出では、災害復旧工事の発生による工事請負費の増によって前年比3.4%増の3億6,984万円となっています。各地区の人口をもととした接続状況は、接続率が全体で0.4%の伸びとなっており、今後も接続率上昇に向けた努力を望みます。

次に、由仁町介護保険事業特別会計についてであります。歳入では、介護保険料が保険料率の改定により前年比13.2%増の1億3,011万円で、その収納率は99.6%と高い水準となっています。サービス利用実績については、介護給付及び総合事業を合わせ前年度と比較して861件の増、事業費は7,981万円の増となっています。平成30年度から始まりました高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画に基づき事業の円滑な運営が確認できました。今後も計画的な遂行を期待します。

次に、由仁町後期高齢者医療特別会計についてであります。歳入総額は前年比4.1%増の9,164万円、歳出総額は前年比3.9%増の9,137万円で、歳入歳出差引額は27万円となりました。保険料収納率はこれまで100%であり、平成30年度は99.7%となりましたが、高い水準を維持しており、日ごろの徴収努力がうかがえます。

次に、国民健康保険由仁町立診療所特別会計についてであります。平成30年3月から国民健康保険由仁町立診療所の事業を開始したことから、平成30年度は1年分の事業費を決算する初年度となりました。歳入では総額4億904万円となり、歳出では総額4億895万円となりました。入院においては、病床稼働率72.6%を確保し、外来では1日平均53.2人となり患者数が回復してきています。総合診療医1人を採用し、訪問診療や介護保険制度に基づく居宅療養管理指導と訪問リハビリテーション事業を開始した効果が出始めてきています。今後も創意工夫を凝らし、信頼のある診療所運営を期待します。

最後に、由仁町介護老人保健施設事業特別会計についてであります。町立診療所と同様、平成30年度は1年分の事業費を決算する初年度となりました。介護老人保健施設事業特別会計の決算は歳入総額9,597万円、歳出総額は9,586万円となりました。利用者数が施設の定員29人に対し、1日平均入所者数は10.9人となっており、関係機関と連絡を密にし、改善に向けた取り組みが必要であると考えられます。今後も併設している診療所と一体となって健全経営に向けた事業展開を期待します。

続きまして、認定第2号、由仁町水道事業会計決算についてであります。平成30年度末の給水人口は5,110人で、前年度に比べ97人の減となり、給水人口が総人口に占める割合は99.2%となっています。水道料金の徴収については、現年分では99.7%と高収納率となりました。総収益は5億1,552万円、総費用は4億9,536万円で、当年度純利益は2,016万円となっております。施設投資に要した企業債の償還により一般会計から多額の繰り入れが必要な収支状況等を考えると、計画的な経営目標を持ち、収益の確保や経費削減による経営改善を進め、独立採算を原則とした公営企業の立場で計画的な運営に努めることを望みます。

以上、審査の概要を申し述べましたが、結果として認定第1号及び認定第2号については本委員会としては認定すべきと結審し、本委員会の審査報告とします。

○議長（熊林和男君） 決算審査特別委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから順次採決を行います。

済みません。私語は慎んでいただきたいと思ひます。

この採決は起立によって行います。

決算審査特別委員会報告第1号 認定第1号 平成30年度由仁町各会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（熊林和男君） 起立全員であります。

よって、本決算については認定することに決定をいたしました。

決算審査特別委員会報告第2号 認定第2号 平成30年度由仁町水道事業会計収入支出決算の認定について、委員長報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（熊林和男君） 起立全員であります。

よって、本決算については認定することに決定をいたしました。

◎日程第8 議員報酬及び定数に関する調査検討特別委員会報告第1号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議員報酬及び定数に関する調査検討特別委員会報告第1号 議員報酬及び定数に関する調査検討特別委員会の委員長報告を求めます。

委員長

○9番（後藤篤人君） 議員報酬及び定数に関する調査検討特別委員会報告。

本特別委員会は、令和元年6月18日開会の第2回定例会において設置され、議員報酬に関する事と議員定数及び議会組織に関する事の2点について、調査検討を行うこととしましたが、議員報酬に関する事について、その調査検討を終了しましたので、報告します。

本特別委員会は、議長を除く9名で構成し、7月11日、7月22日、8月8日、26日、9月6日の5回開催し、これまで独自で実施してきた議員報酬の削減率や削減額の経緯、全道や空知管内における議員報酬及び定数、由仁町や類似団体における財政状況などについて資料をもとに調査を行い、各委員の意向についても確認を行ってまいりました。

意見の中には、10月1日から任期期間中、報酬月額10%削減、来年4月から報酬月額5%削減、報酬月額15%削減、回答留保などといった意見がありましたことを報告いたします。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

以上で議員報酬及び定数に関する調査検討特別委員会委員長報告を終わります。

◎日程第9 会議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第9、会議案第1号 議員報酬の見直し（特例）に関する審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長（河合高弘君） 会議案第1号 議員報酬の見直し（特例）に関する審査特別委員会の設置について。

由仁町議会委員会条例第5条第1項の規定によって、議員報酬の見直し（特例）に関する審査特別委員会を設置する。

令和元年9月13日提出。提出者、由仁町議会議員、後藤篤人、賛成者、由仁町議会議員、羽賀直文、同じく由仁町議会議員、大竹登。

「記載省略」

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この会議案第1号につきましては、ただいまの朗読でおわかりのことと思いますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第1号は、原案のとおり設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり、議長を除く議員9名により議員報酬の見直し（特例）に関する審査特別委員会として設置されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長(河合高弘君) 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、大畠敏弘議員、2番、加藤重夫議員、3番、早坂寿博議員、4番、羽賀直文議員、5番、浮田孝雄議員、6番、平中利昌議員、7番、大竹登議員、8番、佐藤英司議員、9番、後藤篤人議員。

以上でございます。

○議長(熊林和男君) ただいまの指名についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名の議員を議員報酬の見直し(特例)に関する審査特別委員会の委員に決定をいたしました。

休憩をいたしますので、休憩中に委員長及び副委員長を選任し、議長まで報告願います。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時13分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎議員報酬の見直し(特例)に関する審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出

○議長(熊林和男君) 休憩中に議員報酬の見直し(特例)に関する審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出が行われ、その結果、委員長に後藤君、副委員長に早坂君であります。

議員報酬の見直し(特例)に関する審査特別委員会は、その目的と事項について活動期間中の間審議をお願いいたします。

◎日程第10 会議案第2号

○議長(熊林和男君) 日程第10、会議案第2号 水道料金の改定に関する審査特別委

員会の設置についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長（河合高弘君） 会議案第2号 水道料金の改定に関する審査特別委員会の設置について。

由仁町議会委員会条例第5条第1項の規定によって、水道料金の改定に関する審査特別委員会を設置する。

令和元年9月13日提出。提出者、由仁町議会議員、大竹登、賛成者、由仁町議会議員、早坂寿博、同じく由仁町議会議員、羽賀直文。

「記載省略」

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この会議案第2号につきましては、ただいまの朗読でおわかりのことと思いますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第2号は、原案のとおり設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり、議長を除く9名により水道料金の改定に関する審査特別委員会として設置されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長（河合高弘君） 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、大島敏弘議員、2番、加藤重夫議員、3番、早坂寿博議員、4番、羽賀直文議員、5番、浮田孝雄議員、6番、平中利昌議員、7番、大竹登議員、8番、佐藤英司議員、9番、後藤篤人議員。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名の議員を水道料金の改定に関する審査特別委員会の委員に決定をいたしました。

休憩いたしますので、休憩中に委員長及び副委員長を選任し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時24分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎水道料金の改定に関する審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出

○議長（熊林和男君） 休憩中に水道料金の改定に関する審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出が行われ、その結果、委員長に大竹君、副委員長に羽賀君であります。

水道料金の改定に関する審査特別委員会は、その目的と事項について活動期間中の間審議等をお願いいたします。

◎日程第11 意見書案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第11、意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に意見書の提出について朗読させます。

○事務局長（河合高弘君） 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和元年9月10日提出。提出者、由仁町議会議員、大竹登、賛成者、由仁町議会議員、羽賀直文。

内容につきましては、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この意見書案第1号につきましては、ただいまの朗読でおわかりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第12、意見書案第2号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に意見書の提出について朗読をさせます。

○事務局長（河合高弘君） 意見書案第2号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和元年9月9日提出。提出者、由仁町議会議員、羽賀直文、賛成者、由仁町議会議員、大竹登。

内容につきましては、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この意見書案第2号につきましては、ただいまの朗読でおわかりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第2号 ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書の提出については、原案のお

り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 意見書案第3号

○議長(熊林和男君) 日程第13、意見書案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に意見書の提出について朗読させます。

○事務局長(河合高弘君) 意見書案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和元年9月13日提出。提出者、由仁町議会議員、羽賀直文、賛成者、由仁町議会議員、大竹登。

内容につきましては、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

この意見書案第3号につきましては、ただいまの朗読でおわかりのことと思いますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

意見書案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長（熊林和男君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の審査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和元年由仁町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午前10時29分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

2 番議員 加 藤 重 夫

3 番議員 早 坂 寿 博